



令和5年第4回
占冠村議会定例会会議録



自 令和5年9月12日
至 令和5年9月13日

占冠村議会

令和5年第4回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
日程第3		一般質問
日程第4	報告第1号	令和4年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第5	報告第2号	令和4年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第6	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	議案第1号	占冠村地域振興基金条例を制定することについて
日程第8	議案第2号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第9	議案第3号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第4号）
日程第10	議案第4号	令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第5号	令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第6号	令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第7号	令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第8号	令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹

職員厚生担当係長	鈴木 隼	財務担当主幹	佐々木 智 猛
税務担当主幹	高 桑 浩	企画担当主幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	広報統計担当係長	大 谷 淳 貴
地域振興対策室主幹	松 永 真 里	農業担当主幹	杉 岡 裕 二
林業振興室係長	坂 本 龍 哉	建築担当主幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	土木担当係長	中 島 辰 男
戸籍担当主幹	細 川 明 美	国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広
保健予防担当主幹	岡 本 叔 子	村立占冠診療所主幹	橘 佳 則
社会福祉担当係長	川 口 晃 平	介護担当主幹	佐久間 敦
子育て支援室主幹	森 田 梅 代		
(教育委員会)			
教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
学校教育担当主幹	後 藤 義 和	社会教育担当主幹	上 島 早 苗
(農業委員会)			
事 務 局 長	鈴 木 智 宏		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三 浦 康 幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	平 川 満 彦		

○出席事務局職員

事 務 局 長	平 川 満 彦	主 査	田 中 健 士 郎
---------	---------	-----	-----------

開会 午前10時

○事務局長（平川満彦君） 起立、礼。

村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、精算を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日の定例会には、占冠中学校並びにトマム学校の生徒諸君が傍聴に来られております。生徒の皆さんにおかれましては、ご清聴の上この機会に議会につきましても勉強していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日は室温の上昇が見込まれますので上着につきましては脱いでいただいで結構です。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第4回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、細谷誠君。

○議会運営委員長（細谷誠君） 9月4日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日12日から13日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、4番、下川園子君。6番、小林潤君。

以上2名の諸君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月13日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（平川満彦君） 審議資料の1ページをお願いします。

今期定例会に付議された案件は、報告第1号から認定第1号までの13件です。

議員提案による案件は、発議案第2号から意見書案第8号までの3件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。

2ページをお願いします。令和5年第3回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、6月20日第3回占冠村議会定例会から記載のとおりです。

審議資料の10ページから11ページは、令和4年度5月分の例月出納検査結果です。

審議資料の12ページから13ページは、令和5年5月分の例月出納検査結果です。

審議資料の14ページから15ページは、令和5年6月分の例月出納検査結果です。

審議資料の16ページから17ページは、令和5年7月分の例月出納検査結果です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、小林潤君。

○総務産業常任委員長（小林潤君） それでは、所管事務調査に関する調査報告をいたしたいと思います。

令和5年9月12日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。占冠村総務産業常任委員長、小林潤。

所管事務調査に関する調査報告について、このことについて次のとおり所管事務調査を実施したので報告する。

審議資料の8ページ、9ページに報告を書いていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1、調査期日、令和5年6月28日、水曜日

2、調査事項、(1)村有林の野ねずみ等による食害調査。

(2)小規模多機能型居宅介護施設とま〜

るのボイラー等修繕状況調査。

(3)双民館の運営状況調査。

(4)村営バスの利用状況調査。

でございます。

3番目、調査経過。

調査に当たっては村長、副村長及び各担当者の同行により現地説明、各種書類を確認し実施した。

4番目、内容でございます。

1、の村有林の野ねずみ等による食害調査でありますけども、湯の沢地区村有林16林班97小班における現地被害状況を確認するとともに、書面によりこれ以外の村有林の被害状況の報告を受けた。現地では、ヨーロッパトウヒの樹皮が無い状況になっており、エゾヤチネズミによるものと想定されていた。

このヨーロッパトウヒは、成長することなく枯れるものと考えられている。

報告書では、林齢4年から5年のカラ松、ヨーロッパトウヒ、トド松が植樹された5か所の被害程度は特に著しく、被害程度判定は、微、中、激の3段階で激と判定されている。

このうち4か所は、前年秋に防除を一回地上散布で行っていた。上川総合振興局に報告書は提出されており、被害への翌年以降の改植を補助金で行われる予定であるが、実施に向けて樹種の選定、野ねずみ調査及び効果的な防除に十分配慮していただきたい。

2、小規模多機能型居宅介護施設とま〜のボイラー等修繕状況調査についてです。

調査対象となっているボイラーは平成27年に購入しており、本年2月に故障が発覚したが、機器の修繕に伴う部品が調達されず、4月に新しい設備に更新されている。

現在の状況は問題なく稼働しており、利用者等に与える不便さはないものと考えられる。

しかしながら、使用年数7年での更新は耐

用年数から考えると短く、更に更新後のボイラーの管理は業者任せにされていることから、軽微な点検や動作確認を行う担当者の配置に向けて考慮されたい。

3、双民館の運営状況調査であります。

双民館における各部屋の利用状況を確認するとともに、今後の運営について担当者から具体的に聞き取りしている。また、資料として令和4年度事業報告書が配布されている。

調査施設は、令和4年度から指定管理者制度により運営されているが、初年度である昨年度は、老朽化等による修繕が運営に大きな影響を与えていた。

しかしながら、本年度は改善が進み、利用者が増加する見込みであることから、委託業者の計画的な事業実施に期待される場所である。

担当部署である農林課との連携を取り、適切な維持管理及び運営に努められたい。

4、村営バスの利用状況調査についてであります。

今回の調査は令和3年度、令和4年度購入バスを対象に行うことになっていたが、配車の関係と修繕によること理由で現物の車両を確認できず、写真と書類での内容の聞き取りを行っている。

調査は、乗客からの苦情があることから実施されており、車両選定の経緯や契約時及び購入後の仕様変更等について確認している。

車両の選定は、内部協議とアンケート等により利用者の意見を考慮しているが、運転手については聞き取りを行っただけにとどまっている。各方面から意見を聴取するよう検討していただきたい。

また、今後の購入については、乗員数を配慮し、中型バス等も検討に加えていただきたい。

5、調査の継続。

総務産業常任委員会での調査結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで、村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。審議資料4ページになります。

1、報告事項であります。本日配布の資料をご覧ください。

1、報告事項（1）占冠村、アスペン姉妹都市提携30周年記念事業について。占冠村とアスペン市は、1991年の姉妹都市提携から長きにわたり交流を続け、2021年で30周年を迎えました。

新型コロナウイルス感染症の発生により、約2年間にわたり相互交流ができない状態となっていました。アスペン市との交流は途切れることなく今日に至っています。

今年1月にアスペン市を訪問した際、姉妹都市提携30周年の節目をともにお祝いし、姉妹都市の関係をより深いものにしていくという双方の思いが合致したことから、5月に村、教育委員会、議会、公募委員、元英語指導助手で構成される実行委員会を立ち上げ、アスペン市との協議により10月23日に占冠村、アスペン姉妹都市提携30周年記念イベントを開催することといたしました。

アスペン市からはトリー市長をはじめ15名

の代表団が訪れる予定となっており、記念事業のお手伝いをいただけるサポーターのお力添えもいただきながら現在準備を進めているところです。

また、1月にアスペン市で計画されている記念事業への派遣につきましても実行委員会の中で準備をスタートさせました。

以前にもお伝えしましたが、アスペン市への表敬訪問により受けた歓迎とおもてなしは、長きにわたる姉妹都市交流の深さを改めて感じるものとなりました。

この30周年事業により、両都市の友好を深め、さらなる姉妹都市交流の発展と地域振興につなげてまいります。

(2) 一般道道占冠穂別線の現状について。一般道道占冠穂別線の災害復旧は、8月24日に災害査定が実施されました。

また、同日に本工事の入札が執行され、令和5年8月29日から令和6年3月11日の工期で本工事が発注されております。

旭川建設管理部からは、工法的には、複雑な工事ではないと説明を受けておりますが、地すべり対策として、抑止杭工で使用する資材の納期に3か月ほど要する等、資材の納期については、不確定要素があり工程に支障が出ないか気掛かりであるとの課題もありました。

昨年大雨による被災から一年が経過しましたが、通行止め解除までようやく先が見えてきた状況であります。

一日も早い通行止め解除を待ち望んでいる方が多くいらっしゃることから、災害復旧工事が無事に完了し開通できるよう村としても協力してまいります。

次に、2の主な業務等でございますが、6月20日令和5年第3回占冠村議会定例会以降の行動については7ページまで記載のとおり

であります。

次に7ページ、3、入札につきましては、記載のとおり10件を執行しております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

各議員より質問の通告がありますので、通告順に従い発言を許可します。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので、質問いたします。

最近の広報によりますと、村の人口は1,407人で、住民がいつまでも暮らし続けられる施策が求められております。占冠村公共下水道事業と簡易水道事業は、来年度予算から企業会計を適用すべく令和3年度より会計マネジメント会社に委託し、事業が進められております。簡易水道事業においては、令和3年度予算で1,488万2,000円、4年度では1,574万円、5年度は1,067万円、公共下水道事業においては、令和3年度予算で1,418万円、4年度では1,270万円、5年度では1,074万円と2事業合計約7,900万円という委託料が計上されている状況で、今後のことを考慮すればまさに1億円に近い丸投げの委託事業となっております。

さらに、村の一般会計の公会計による財務書類作成においても、新地方公会計財務書類作成支援事業として132万の支出が続いております。

先の上下水道企業会計適用化へのスケジュール表には、条例、規則、規定類の改正が4月から来年3月に予定されておりますが、この部分はまさに行政においてなされるべき業

務ではないかと考えます。企業会計というか、発生主義会計の適用に当たり固定資産台帳の整備が一つの難題であることは理解できますが、今、村には若い優秀な人や、社会人枠で職員に採用された人材もおります。財務管理会計を理解する職員を養成、採用して自前で事務処理を行い、なるべく無駄な支出を避けることが財政運営に求められると思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご質問の公会計につきましては、大きく分けて平成27年の総務大臣通知により導入が要請され、すでに対応済みの新地方公会計と来年度から本村でも導入される公営企業会計の2つに分けることができます。

後者については、簡易水道事業や下水道事業の独立採算制、受益者負担の推進を主目的に進められるものであり、本村のような小規模自治体にそぐわない政策であるというふうに感じているところです。

しかし、現在来年度から開始を目指し保有資産の分析など、公営企業会計へ移行するための準備を進めております。

上下水道の担当者もこれに関する研修会等に参加してきておりますが、実際の事務量がどのくらいになるのかについては今のところ不透明といわざるを得ません。なにぶん初めての取り組みということもありますので、実際の事務量などを勘案の上、外部委託がよいのか、あるいは将来的に独自の専門職を養成、確保することが適切なのかなどについては、財源も含め慎重に検討、判断をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） そもそも国の方針とはいえ、なぜ今頃になって公会計を適用しなければならないのかというのは疑問があるのですけれども、いずれにしてもこの公会計によってですね、経営計画や更新計画が適正に作成されていくと思いますが、結局こういうきちんとして計画が出されることで結局水道料だとか下水道料金が住民に跳ね返ってくるんじゃないかと思うんですが、その対応をどう考えていらっしゃるのか村長にお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 新地方公会計制度の目的になりますけれども、財政の透明性を高めるとともに財政の効率化、適正化を図る。

それから、平成27年の総務大臣通知により全国の地方公共団体に要請されたものであると。本村では28年度から作成、公表されているということで、ここがスタート地点でありました。

ご質問の上下水道の公会計でありますけれども、先ほども申し上げたとおり国としては独立採算、受益者負担を進めるということが目的の制度設計になっていると私は感じています。議員ご指摘のとおりと思っています。そういった中で、その経費を、使用料つまり受益者負担に回すというのは占冠村における状況ではなかなか難しいのではないかとということで、国は求めてきますけれども、今の公共料金が即この公会計によって影響を受けるとは私としては考えていない。いずれそういった時期もあるかもしれませんが、現状で即、受益者負担に影響をさせるということとは考えていないということでご理解いただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） そのへんの配慮をよ

ろしくお願いいたします。

このように、村の委託料が結構増加しているということに関してなんですが、例えば昨年度当初予算をみますとですね、歳出の12節、委託料を全部足してみますと、約4億円になります。

18節の負担金補助金交付金、これを全部足しますと約4億5,000万円になり、合計8億5,000万円。それから特別会計の繰出金の合計が今だいたい2億7,000万円、それから職員費が5億1,000万円ということで、これで合計約8億となり、先ほどの8億5,000万と合わせますと、約16億もの額になるわけです。これが今の村の状況です。

一般会計の総予算が、うちの村ではだいたい25、6億ということなので、この内、経常経費、義務的経費を考えると本当に使える部分が少なくなっている状況だと思います。村の活性化だとか村の経済を回すということを考えれば、もっと投資的な経費を少しでいいから上げて行ってほしいと思います。そういうような財政運営をしてほしいと思うのですが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 財政運営につきましてのご質問でございますけれども、基本的なことだけ申し上げます。

基本的には、投資的経費を生むためには裏となる財源の確保を旨として財政の運営をしていくと。常に私言っているのは、まず歳入を確保した中で、歳出を組み立てるというのを基本としてやっていくということですので、そういった中で財政運営を進めさせていただくというふうにご理解いただければというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 令和6年度、来年か

らいよいよ、森林環境税が徴収されることとなります。総額620億の税収が森林環境譲与税として客観的な基準で案分され、都道府県市町村に分配譲与されることとなるわけです。この譲与税は、すでに令和元年度から前倒しで譲与されておりまして、村では令和5年までの当面5年間の考え方として、この税の活用に向けた基本方針のもとで使用されていまして、令和元年から3年までの決算書を見てもほとんどが基金に積み残されたままの状態です。令和4年度の決算書を見ましても、1,230万円くらい今積みあがった状況になっております。こういう明確な使用方針が決められない状況で、まさに貯金するために我々の税金が徴収される状況を危惧しています。

森林面積が総面積の92%を占める村の約2,000ヘクタールの村有林と、約3,100ヘクタールの民有林の森林整備や、その促進につながる大きなビジョンを持った効果的な基本方針や計画を再立案してこの譲与税を利用してほしいと思います。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 森林環境譲与税の関係のご質問であります。

この森林環境譲与税額は令和4年度実績で600万円、4年度末基金残高は1,229万7,000円となっています。地域林業振興事業補助金あるいは、林業担い手対策事業、林業労働安全推進事業等の民有林整備及び村内林業事業体の育成を着実に進めるため活用をしております。

これまでの執行の状況でありますけれども、令和2年度で164万円、3年度執行が155万3,000円、具体的に令和4年度で295万3,000円ということで、村の林業振興推進計画に基づいて、この譲与税を使ってきているというこ

とでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 1,300万くらいまだ残っておりますので、きちんとした使い方を決めまして、使って行ってほしいと思います。

それから平成30年5月に成立いたしました森林経営管理法のもとで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者に繋ぐことで林業経営の集約を図るとともに経済的に成り立たない森林については、市町村自ら経営管理を行うことができるように図る。森林経営管理制度が今進められているところと聞いています。

この制度に基づく村での意向調査の実施状況と所有者不明森林の状態を伺えますか。合わせて現在村においては自ら経営管理を行うことができるような体制になっているのかどうか、そのところをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 森林経営管理制度についてのご質問かと思っております。森林経営管理制度というのはご存じのとおり、経営管理が行われていない森林を対象に適切な経営管理を確保することを目的とする制度であります。具体的には、森林所有者自らが森林の経営管理を行うことができない場合に、森林経営管理法に基づき市町村が当該森林の経営管理の委託を受けることを可能とする制度であります。

その中で意向調査についてのご質問があったと思います。意向調査の状況については、34名がこの意向調査の対象でありました。面積にしまして34人で39.37ヘクタールでありま

す。うち12名が意向調査を出したところ、12名が返信なく8名から郵便物が差し戻されています。これらの方々の山林所有者に関わる固定資産情報と突合し、所有者の特定を現在進めているところであります。

この市町村が整備を実施するという体制でありますけれども、まだそういった段階には至っておりませんので、そういった準備も必要かというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） いろいろと準備よろしくお願いいたします。

次のテーマですが、6月議会での基金残高の減少に関する一般質問において、村長の答弁では、令和2年度の国税調査では再び人口が1,300人を超える数字を確保することができ、令和3年度と令和4年度の地方交付税の平均は年度当たり14億6,000万円となっています。財政調整基金の減少も令和2年度の約3億円で概ね底をうったものと考えております。とのことでした。

令和4年度の決算でも概ね3億円残りそうという数字が出ておりますが、本年度令和5年度の村政執行方針の中で年度末財政調整基金の残高は1億547万9,000円になる見込みであると記載され、説明がありました。この財政調整基金の減少は底を打ったという6月議会での答弁とこの数字の相違について説明をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 財政調整基金の残高についてのご説明が不足しているというご指摘であります。

本年度の執行方針は、方針作成時の基金残高、本来予算減額をもって残高に変えている。4年度見込み残高をもってやれば前年度と同

じだったんですけれども、この方針作成時には現状の基金残高から、新年度予算を組む時の財政調整基金の繰入額を差し引いた金額を記載しています。

そのため、年度末の積み戻しが反映されず、金額が少なく表示されておりました。

もっとも、実際には年度末に基金への積み戻しを行い、令和4年度の基金残高もここ数年とほぼ同額の約3億円となっています。

令和5年度も、同水準の基金残高を維持できるように努力してまいりたいというふうに思っています。

疑問に感じられる点は、最初に申し上げましたとおり本来見込み額に予算額を積みよかったですものを、現状のものに予算額を積んだことから、決算状況が反映されない執行方針になったと、この点は反省しておりますし、来年以降変更して正確な数字に戻したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 来年からよろしくお願いたします。

6月の答弁では、同時に財政調整基金と特定目的基金、特目基金と言いますが、合わせて村の基金の総額が10億8,500万円となると説明がありました。特目基金というのは、あくまでもそれぞれ特定の目的のために積み立てられる、基金でありまして、年度間の財源不均衡を調整するために積み立てられるのはあくまで財政調整基金です。この基金の果たす役割はすごく大きいものがあると思います。

前回も申し上げましたが、村の決算においては平成28年度から令和2年度までずっと実質3年度収支が赤字で5年間続いていたわけです。この財政調整基金が大事だと思ってい

ます。

このへんについて村長の考えを聞いてこの質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるとおり、財政調整基金につきましては、一般財源として不足した場合に活用する基金であります。なので、基本的には最近、特定目的基金の創設をしておりますけれども、主要目的を決めて基金に積んで、歳出にその基金を活用するという目的基金の活用をしながら、できるだけ一般財源である財調基金を使わないような運営ができれば一番いいかなという考えのもとに、そういった目的基金を使っております。

具体的には福祉だったり、農業だったり、畜産だったり、教育関係だったり、そういった目的基金を持って財政を組み立てていけば一般財源が必要な部分に財調を回せれるという予算上の組み立てなものですから、議員言われるとおり財源調整をする基金としてしっかり確保をして予算を組み立てていくということで努力を続けたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） テーマを変えまして、JR根室本線富良野新得間のバス化に関しても、6月の議会でお尋ねいたしております。

トマム駅経由の路線を提案しているわけですが、路線便数ダイヤ等についての説明会を計画していますとその際の答弁にあるように、もうすでにだいたい決まっていると言いたげな答弁であったと思います。バス化に関して現在の進行状況をお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 根室本線の関係であ

りますけれども、根室線の存続につきましては、様々な側面から検討、協議を進めてまいりましたが、新たな交通体系案の大筋について関係者の間で合意できるものが整ったことから、令和6年4月1日の廃止に同意したことについて、先の議会でも報告をさせていただいたところです。

現在の進捗状況でございますが、ダイヤの調整やバス停の新設・変更、南富良野町営バスとの併用利用について詳細を詰めているところでございます。できれば11月に計画している住民懇談会の議題とすることとしていきます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） このバス化については、すでに東鹿越新得間で下り4本、上り5本のバスが走行していますので、実際には富良野東鹿越間の鉄道をバスにすることだと思います。このほかに現在、都市間バスが旭川帯広間に富良野狩勝経由で毎日3往復走っていますが、当然利用客は残念ながら少ない状況であります。

いずれ滝川富良野間もバス化されると考えています。再び関係市町村の対応が問われてくると思っています。

永続性、営業効果を考慮するならば、なるべく重複は、避けて利便性のある効果的な路線を真剣に考えていかなければならないと思います。

トマム住民の利便性やトマムリゾートのさらなる進展を目指すために、道道幾寅石勝高原線の道路改良をしてトマム経由路線を使用することは住民のさらなる福祉の向上と地域社会の活力ある発展を望む議員として当然の使命だと考えております。

これは地方自治体としての占冠村の役割と

も合致するものだと思います。村のトップである村長も当然先頭に立ってひっばってほしいと思うのですが、村長の考えを聞いて本日の質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） バス路線のご質問と道道の関係かというふうに思いますけれども、このバス化に向けてのトマム経由路線の可能性であります。

議員より幾寅から下トマム、トマム駅、上トマムを経由して落合、新得に至るルートのご意見を先の第3回村議会定例会でいただきました。

いわゆる石勝高原幾寅線を経由したルートでございますが、この路線については、一部砂利道となっているほか、現在冬季には通行止めとなっており、本村としても改良に向けた要望活動を続けているところであります。

今月にありました、先般夕張新得線の道道の早期改良、着工の要望活動に行った際に合わせてこの石勝高原幾寅線につきましてもお願いをしてきたところであります。

議員言われるルートについては、石勝高原幾寅線の改良が大前提と考えておりますので、引き続き、国、北海道に対して要望してまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時5分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。続いて7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありましたので、一般質問させていただきます。

1つ目の内容であります。村人口減少対策についてということで、この好調が続くとは思えませんでしたので質問させていただきます。

8月中旬の道新記事で総務省が公表した住民基本台帳に基づく人口動向調査の道北地域の結果であります。全41市町村中38市町村が減少となっており、占冠村の増加率が外国人の流入で最も多く、全国トップの13.43%で3年ぶりの結果となりました。

そこで何点か今後の施策について村長に伺いたいと思います。

1月1日現在で、村の人口の1,394人中、日本人が1,073人であり、外国人登録が321人です。あくまでこの結果は、トマムリゾート事業者がコロナ禍前に戻りつつある状況でありまして、この状況うれしい状況ですけども、村長はどのようにお考えかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の質問にお答えをいたします。

議員ご質問の北海道新聞の記事にありました人口動態調査については、総務省が市区町村の住民基本台帳を基に出生や死亡、転出入による人口の動きを分析するもので、今年1月1日時点の数字となっております。

公表された数字を見ますと、上川管内23市町村で人口が増加したのは本村と東川町のみで、道北3管内でも41市町村で本村を含めて3町村のみが人口増となっております。

本村の数字は議員おっしゃるとおりとなっております。前年からの増加率は13.43%で全国トップとなりました。

日本人人口を見ますと7人の減少となっており、その内訳は、自然増減で9人の減、社会増減で2人の増となっております。日本

人人口の増減率をみますとマイナス0.65%となっており、こちらは道北3管内でも3番目の低さとなっております。

本村としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域を疲弊させないためには、何としても地域の事業体を維持していかなくてはならないとの考えから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して事業者支援を行ってまいりました。また、従業員が戻ってくれるよう、企業としても新たな取り組みに努力しているとお話も聞いており、そういった取り組みが今回の数字に表れていると考えております。

国内において人手不足の声が多く上げられる中、また、規模の大小にかかわらず全国の自治体で人口減少が続く中ではありますが、本村にとって有効な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 村長の答弁内容のとおり、決してこの好調さが今後も続くかということに対しては、我々も疑問視をしているところです。どうしても自然減という項目で推移していただろうということでありまして、道内どこの地域を見ても、大都市も含めても減少してきているという状況であります。

村にとってみればトマムリゾートの就業如何によって大きく左右されることではあるのですが、やはり今後の状況を見据えると今まで言われたコロナ禍以後の対策で乗り切らざるを得ないのかなと思います。自然減というキーワードがどうしても我々としても危惧される状況ですので、今後においてもリゾートの就業については注視をされて、綿密な連携を取っていく必要があると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後の施策についてですが、子育ての政策拡充や高齢者向けの地域交通の充実を図るということで、記事の中でも明記がされております。「長く地域に住み続けられるまちづくり」を村長施策としても目指すとありますが、現状で村長のお考えの拡充施策、これから考えるものでもあるのかなとは思いますが、今現在思われている内容についてあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今後の施策ということで、子育てあるいは高齢者、地域交通のというお話がありました。

子育て政策の充実についてであります、令和3年度に子育て世代包括支援センターを設置しました。全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう週3回の交流事業を実施し、令和3年度の利用実績は利用者数延べ384人、令和4年度は延べ718人の利用でありました。さらに令和4年度から保健師による伴走型支援のほか、出産応援給付金や子育て応援給付金をスタートさせております。

また、令和5年度からは、1歳児保育事業を新たに実施しており、占冠保育所で1名、トマム保育所2名が入所しています。

加えて、保護者からの要望が多かったことから夏休み、春休みの廃止や短縮により保護者の負担軽減を図っております。

これらの施策はスタートしたばかりでありますので、今後も継続し、出産、子育てがしやすい環境の整備により「長く地域に住み続けられるまちづくり」を目指してまいります。

地域公共交通については、巡回バスを含む村営バスの利用者に対しアンケート調査を行い、現在取りまとめているところです。アンケートで得られた意見等を今後の運行に活か

すとともに、根室線の代替交通も念頭に置きながら利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 私もこういった中身について、いろいろ村長施策を支援する立場でいろいろ提言はしていきたいと思っております。まず村内地域の特性をまとめたこれまでの集落対策の各地域のまとめが前段としてあります。今後の地域振興策を、ぜひこういう好景気が長く続くとは思えませんので、村の職員として担当課だけに任せるのではなく、少なくとも意見反映をするためには村の職員が関わって議論していくことが大事ではないのかということ常々思っております。

こういう事案は経済状況にも準拠されますので、ある程度そういう議論は深めておいたほうがいいのではないのかなという思いからであります。他の議員さんも、こういう地域振興に携わってはいろいろご意見もお持ちかと思っておりますので、議論に加わっていく体制作りというのを村長はどのようにお考えか伺っておきたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 集落対策方針についてのご質問かと思っております。

この方針につきましては、住民総合そして行政と住民との情報共有に基づく議論を通じて、より多くの住民が納得できる地域を作り上げていくことが大切であるとの考えから、各地での戸別訪問ヒアリングあるいは、住民懇談会での意見聴取などを経て2020年12月に占冠村集落対策方針の見直し版を策定してきているところであります。

その中で、各地域の課題や地域の目指す姿、今後の取り組みの方向などが示されておりますが、成果がてき面に現れているといったと

ころまでは至っていないのが現状であります。これまでも集落対策に関する一般質問を何度かいただいております。このままでは先細りしてしまうという不安は十分理解もしております。私もなんとかしたいという思いを強く持っておりますが、現状において、しっかりした方向性を示せないと、「こうします」といったことをお示しするまでには至っていないという状況であります。

過去に地域おこし協力隊を配置し集落対策を進めた経緯はございますが、どういった取り組みが有効なのか模索しているところです。引き続き有効な施策が導き出されるよう努力してまいりますのでご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 今の村長の答弁でいきますと、いろいろ危惧されている内容は4地域ともあると。そういった中でこのままではトマムリゾートの動向次第ということで集約されてしまいます。地域振興含めてぜひ遅くはないと思いますので、なんらかの契機を過程で村の職員が、そして議会議員がという形で、こういった議論に参加できればよりよいものになっていくのではないかなと思っています。検討のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それでは質問の2、移住定住対策についてであります。これまで村として移住定住対策の取り組みを展開してきている状況下にあります。何点かその成果等を確認したいと思いますので、村長のお考えを伺いたしたいと思います。

現在までの移住定住対策の成果やその実績について確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 移住、定住対策の成果及び実績というご質問であります。

占冠村定住促進条例に基づきます、マイホーム奨励事業の補助実績を申し上げますと、平成25年度から現在までで32世帯、1,144万5,000円となっております。今年度においても1軒の新築と3件の中古住宅に対する支援を行っております。

移住対策では、都市から地方への移住、定住を図る制度を活用した地域おこし協力隊を過去19名採用し7名が本村に定住、現在も4名の協力隊が活動しているほか、北海道と共同で総務省「関係人口創出事業」モデル事業を実施しまして、本村の魅力をPRすることで、道外より2戸5名の移住実績がありました。

また、新規就農対策においては、既存農家のご協力もありまして、ここ数年で中央・ニニウ・トマムへの新規就農が進むなど、地域を支える人材が増えつつあります。

そのほか、トマム地区における「占冠村定住子ども応援民間賃貸共同住宅」の建設により村外からの移住であったり、この間取り組んできた空き家バンクの活用により物件の売買や賃貸の実績も出てきているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 今の答弁で過去の実績から申し上げますと結構な実績があったと認識受けました。

村内の空き家バンクの活用事例、移住定住対策というのが今の答弁に含まれていると思いますので、今後の村の施策として、いろいろ村の職員も含めて、定住していくための諸条件が整わないとこの地で定住していくという気持ちにいたってマイホームまでの新築

までの事例につながっていかないのではないかなという懸念もあり、支援策の拡大というのが求められるのかなと思います。他市町村では大分厚い施策が講じられているのかなという状況にもあります。拡充はどうしても経費が伴いますので、難しいのは重々承知ですけれども、定住を決意されて村に入る固定資産を含めてのそういった税収も含めての収入も少なからず伴います。人口減少対策にも通じる施策の思い切った取り組みというのが求められると思いますので、村長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 定住に向けての支援策等のご質問です。

先ほど申し上げましたように、定住促進条例に基づく事業実績は上がってきているという状況の中で、空き家バンクの実績でございますが、これまで22件の登録に対しまして、9件の売買ないし賃貸が成立をしているところであります。

また、宅地分譲の実績については、過去10年では6件、それから企業1件の実績となっております。長年分譲をやっていますので過去の事例も入れますとさらに多くの実績があるという状況になっております。

今後の取り組みについてでありますけれども、先ほど述べました移住定住対策のほかにも民間賃貸住宅の建設支援、あるいは子育て支援として1歳児保育や保育料の無償化、医療費の18歳以下無償、小中学生を対象とした公設塾の開設などの教育支援、ミナトマムやトマムスタンド運営支援などの生活支援、新規就農対策など、様々な取り組みによりまして、蒔いた種が実を結びつつあるというふう感じております。この間、取り組んできた施策を継続するほか、宅地の分譲などにつき

ましても取り進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） これまでの村としての取り組み内容を把握させていただきました。1件、取り次いでいただきたいと思っておりますのは、地域で林業就労者が就業の落ち着きを見て、道外から親がこういう占冠の地域に惚れ込んで定住をなされていると事例もお聞きしております。

手狭な村営住宅で今現在は就業されている状況ということをお聞きしておりますので、ぜひ村として定住を希望されているそういった方々につきましても、村の宅地分譲ですとか、マイホームの施策に対しても協力していただきながら、定住を損なわせないような取り組みを今後お願いしたいと思います。これは、聞くところによるとということで、私も小耳に挟んだ案件でもありますが、ぜひ前向きに親切・丁寧な対応をお願いしたいと思ひまして質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、3番、細谷誠君。

○3番（細谷誠君） まず1つ目の質問ですが、本村独自の奨学金支援制度をとということで、人口減少と担い手不足対応を見据え、UIJターンを後押しして人口増につなげる制度として奨学金返還支援事業を導入する自治体がすでに道北管内では、旭川市をはじめ8市町村で独自事業を開始し、成果を上げています。

自治体によって事業内容は異なりますけれども、支援制度にも違いがありますが、本村

でも奨学金の肩代わり支援など独自事業を導入・採用する考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少と担い手不足は、村内においても例に漏れず、あらゆる業態で顕著に表れているというふうに感じています。

これからの人口減少社会において地域の持続性を保つためには、本村で求められている専門職の育成、確保が必要不可欠であることから、本村での就業促進となる新たな人材育成制度の構築に向けて協議する必要があるというふうに考えています。

将来、村財政の重荷とならないよう、財源も含めて新たな奨学金支援制度の検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） ただいま村長の答弁の中に専門職人事育成というのがありましたけれども、例えば、旭川などは地元企業の正規雇用で奨学金の2分の1を年度ごとに補助、それから鷹栖町では、福祉系事業へ採用され勤務し、鷹栖町に住む専門職には2分の1上限12万円を3年間補助すると、それから富良野市はここも特化しているのですが、医師養成に対して月額5万円、最長6年間、それから上川町も保護者が町内に住む大学、短大、専修に入学支度金として20万、月額奨学金5万円と、町内に就職をすれば全額または一部免除すると、特に今年度から始まった士別市は最大240万円をなんと14年間長期にわたって補助するというのが特徴となっています。

そういった中で、国の方も教員不足が加速するというので文科省が2024年度概算要求

に教員の奨学金返済免除、これは復活と云っていいのかもしれませんが、この制度をご存じでしょうか。またこの内容を、知っていれば教えていただきたいと思います。

村長または教育長にお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 奨学金返済支援ということですが、まずは上川管内だけで見ますと、特徴として返還支援型は町内居住および町内企業の正規職員であることを条件として支援期間は概ね3年としている。返還免除型は貸し付ける際に一定の条件をつける。町民であること、町内に就職すること、指定された資格を取得し、町内の病院または施設に勤務すること等とされておりまして、それぞれの自治体で働くこと、自治体から出さないといった理念のもとに構成されているというふうに全体の流れを見ますとそういうふう感じております。

返還支援型や返還免除型など条件や支援内容、支援方法や期間など整備することが多くあるなというふうに考えておりまして基本は私も本村で就業促進につながるものというふうに考えております。

調査については今後詰めてまいりたいというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 今のお話につながることでと思いますが、道内で独自の支援金制度を実施している自治体、これは20年度で267件、22年度で18件増しの285件、村長の言っている貸与型からだんだん給付型も増えてきているということです。占冠村まち・ひと・しごと・創生総合戦略、人口現状分析国立社会保障人口問題研究所の推計では2045年3分の1になる厳しい予想、村独自の将来人口推移で

も緩やかであります、減少にしていくと。創生総合戦略の中でそれぞれ基本目標を上げ数値目標、達成状況を把握していますが、移住定住、Uターン、Iターンの実績はこのままでは達成することは厳しいと思われま。問題は都市間競争であり、札幌市は周辺自治体と連動した支援事業を打ち出しています。これはやっぱり経済規模、魅力的な優良企業ですね、そういったこともあって卒業生は都会の方に向けてしまうと。まち・ひと・しごと創生総合戦略における子どもたちのアンケートを見ましても、都会志向がはっきりと表れています。

そこで本村における戦略を若者の移住定住、UIJ促進を狙う奨学金返還支援制度、子育て支援など複合的に具体的な策を打ち出し、住んでみたい、住んでよかった、自慢できる村、これを目指すべきと思いがいかでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時41分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。答弁願います。村長。

○村長（田中正治君） 奨学金支援制度に絡めたお話ということで理解をさせてもらって、その件に関して答弁をさせていただきます。

第2期の占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略における計画につきましては、議員言われるとおりの様々な視点から様々なことを実施していくということです。その中のUIターンの促進ということで、地域での転入者数を目標数値として5年で述べ20名という中で、達成実績が9ということで45%の達成率を持っているという状況にあります。

議員ご指摘のように、この人口減少対策含

めて、このまち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げている様々な施策を一つ一つ実行していくことによって人口減少を止められるのではないかと。自然の日本全体が減少傾向ですから、それを止めることはなかなか難しいと思いますが、今の人口を減らさない努力は村としてはできるのではないかとということでこの目標人口を定めております。

そういった中で、一つの方法として奨学資金とかもあるのかなということで村としても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 奨学金支援制度について戻りたいと思いがけれども、この背景には学生が奨学金制度を利用した学生は2人に1人になるそうです。その借入総額はだいたい平均320万、それが卒業と同時に約300万超が重くのしかかってくるということで返済に大変苦労したり、経済的にも破綻を招いたり、それから最近検察庁にも自殺の原因の中にこの奨学金の返還苦で自殺したというのが組み込まれたそうです。そういったことを軽減するためにも、人口減少と担い手不足の対応を見据え、ぜひ導入等を考えてはいかかと。

次の質問に入らせていただいでよろしいですか。

給食費無償化についてですが、これまでも、幾度となく議論されてきた給食費無償化。子育て世代の経済的負担を軽くし、少子化対策につなげる狙いですが、国も異次元の少子化対策として無償化を検討しています。給食費無償化に対するこれまでの村長答弁では、富良野広域圏で足並みを揃えて検討していくと、上富良野町、中富良野町、富良野

市のことですが、この2町1市も検討していると聞きます。道内では4市33町3村がすでに導入済みであり、本村においても少子化対策と子育て支援を行う上でも是非実現をすべきと思いますが、今後の対応を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 給食費の無償化のご質問であります。給食費の無償化につきましては、議員言われていた国の財源措置がなされた場合には、速やかに実施をしたいと考えております。また、富良野広域圏での足並みを揃えて実施する場合につきましても、構成市町村が実施をするという判断をしたときには、広域連合事務の一環として無償化を進める考えであります。

国や広域圏の取り組みに先立って実施すべきであるというご意見も十分に理解しているところではございますが、恒久的に継続すべき政策の開始にあたっては、持続可能な地域であり続けるために、財源に関しても十分な見通しを持って取り組むべきというふうに考えております。

そのためには、負担できる方には応分の負担をして頂く一方で、支援が必要なご家庭については必要な補助を行う、という手法を取ることが基本であると考えています。現在においても、支援が必要な児童等の給食費に関しましては、必要な支援を行っております。ご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） この件に関して計算してみました。概算ですけれども、本村の生徒、今現在61名くらいに対して1食310円として年間約200日、378万2,000円です。これが1世帯当たりなると、6万2,000円くらいになります。そういった負担があるわけです。その中で、ある町では子育て政策に、移住者増もありま

すけれども、子育て政策に力を入れてきて人口も増しで産業が活性化し、税収も増えたと、何を優先するかと考えた時、子育て支援を重視していくと。それで小中学生の家庭に均等に支援できる給食費を無償化するという判断をしたという市長のコメントがある一部のものに載っていましたが、そういったことで子育て世代の経済負担、少子化対策、この村で子どもを育てたい、子育てしてよかった、それから自慢のできる村になるのではないかと思いますので、ぜひ実現をするべきだと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるように、給食費の徴収に関しては村負担が300万ちょういだと、それは私も存じています。それが村財政に大きな影響を与えるかという疑問もあるかというふうに思います。

ところが、学校給食の3市町村で構成している学校給食組合の給食センター全体の管理費が1億9,844万円です。運営費がこのかかっている中で、占冠村が給食センターに負担している額が、1,762万6,000円です。それに合わせて配送料は自前なものですから、配送料が510万5,000円かかりますけれども、合わせて2,279万7,000円です。この給食を支えるためにこの負担金の割合は児童生徒数が従量割が7割、均等割が3割ということです。従って、全体で1億9,800万がかかっている中で、占冠村が2,200万円という状況を考えてみると、占冠だけが先行してやれないなというのが道義的な感覚です。

言われるとおりの直接中富良野町長、富良野市長とも「どうだろう」というお話もさせていただいたのですが、富良野市は「国がやるならやるよ」と、中富良野も同様です。そう

いったことで、そういった時期を見計らってですね「一斉にやったらどうだろうね」というようなお話もいただいているものですから、裏事情みたいな話になりますけれども、ぜひご理解をいただきたいというふうに考えています。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をいたしたいと思えます。

まず1点目、宿泊税の制度設計の進捗状況についてであります。これについては、私ですとか細谷議員、何回も質問してきました、特に細谷議員は6月の定例会でも質問しております。今日は踏み込んだ内容になろうかと思えますけれども、答弁の方をよろしく願いたいと思えます。

私が宿泊税の取り組みについて、初めて質問したのが、令和2年3月定例議会でした。これまで、何度か一般質問してきました。今年3月の村政執行方針の中で宿泊税のことについて確認したところ、令和5年度中に制度設計を行い、令和6年度導入予定であると答弁されています。6月定例会の細谷議員の一般質問においても、ほぼ同じ答弁でした。

6月定例会の細谷議員の一般質問で、今後のスケジュールとして7月に総務省と協議する予定と答弁されています。

すでに、宿泊税を導入している倶知安町、石川県の金沢市の導入スケジュールを見ると宿泊税条例を可決してから総務大臣協議を行

い、約3ヶ月後に総務大臣同意を得ております。総務大臣協議には、税条例の制定が必要ないのかまず伺いたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをします。

宿泊税に関しまして、大臣協議には条例制定が必要ないのかとのご質問ですが、北海道からの助言を受けまして7月5日に総務省自治税務局を訪問しまして、宿泊税導入の意思表示のほか手続きについての確認も行ってまいりました。

法定外税の手続きには議員おっしゃるとおり条例可決後に総務大臣協議を行い、総務大臣が地方財政審議会に意見を求めるほか、財務大臣への通知などの手続きが必要となります。

先行自治体の状況を見ますと条例を可決してから総務大臣協議を行い、3ヶ月後に総務大臣同意を得ている例はございますが、総務省からのスムーズに手続きが進んだ場合には3ヶ月程度で承認を得られるということで、制度が固まる前に事前の相談をいただいた方が良いとの助言をいただいていたところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 村長、確認ですけれども国との協議の時には税条例の制定が必要という理解でよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） はい。言われるとおりです。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） それでは、一步踏み込んで、当然これから条例を制定して総務省と協議をしてその内容がよろしければ、だい

たい3か月後に同意がくるということです。

それで、石川県金沢市の協議が終わって本日付で同意することとしましたのでお知らせしますと総務省からきた中身としては、概要として課税客体、税収の使途、課税標準、納税義務者、税率税収方法。ここでは非課税はないということですけれども、これ以外にも税条例の規則作るときには、膨大なですね決まり事を決めなければならないと思いますが、今確認したいのは少なくとも税条例はいつの議会で制定して国との同意、をやるのかそのスケジュールについて確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税導入に向けたこれまでの具体的な取り組み内容でございますが、5月26日に北海道観光局を訪問し意見交換を行ってまいりました。その際、他市町村の状況も踏まえ、事業者や住民の理解を得るためにも周知期間等十分時間を取ることが必要との助言をいただきました。

7月5日には総務省自治税務局を訪問しまして、宿泊税導入に向けた意思表示を行うとともに、大臣協議前の情報共有を図ってまいりました。総務省からは、新税導入の意義と必要性、事務的負担等について、事業者や納税義務者に理解を得ることが最重要であり、先行地域の仕組みをしっかりと勉強いただき、理屈・論点整理をしっかりと行うこととの助言を受けてきたところです。

また、北海道が主催する観光振興を目的とした新税に関する懇談会にオブザーバーとして参加するとともに新税の検討に関する市町村意見交換会にも参加し、本村の制度設計に向けた情報収集や意見交換を行っているところでございます。

今月下旬には先行地域である倶知安町を訪問し、制度内容を調査、整理するとともに庁

内での検討を進め、令和5年度中の条例制定を目指し、総務大臣協議に繋げてまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 私が聞いたかったところ、先進地倶知安町へ行って、令和5年度中に条例を制定したいと、今私の質問について答弁をいただきました。

次に、(2) これまでの村長の宿泊税の一般質問は、導入に向けた考え方、例えば北海道と連携を取る、宿泊事業者への説明会、国との協議、同意等が中心で、村独自の具体的な取り組みが見えません。

これまでの宿泊税導入に向けた、具体的な取り組みの内容について伺いますとありますが、村長の最後の答弁で5月26日観光局との意見交換、7月5日には総務省へ行って情報共有、そこで新しい税の共有といいますか、そういうこと9月には道内で先進地の倶知安へ行くと村としての本格的な取り組みがわかりましたので、(2)については答弁はおりません。

質問第1番目終わります。

次に質問2、公営住宅の長寿命化計画と民間賃貸共同住宅の建設についてであります。

占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進条例は、民間資金を活用した賃貸共同住宅等の建設を促進し、転出による人口減少を抑制するとともに、転入者の増加に資することを目的に平成25年に制定されました。

これまで、宮下ネクステージ1棟4戸、2棟分、千歳トレーフル1棟4戸、トマムノースセラ1棟2戸×2棟が民間企業により建設されております。

1つ目として、民間業者が建設した、16戸分が確保されていますが、今現在、空き部屋はないのか伺います。

次ページ（2）で公営住宅の入居可能な戸数と、現在入居されている戸数について伺います。これは、単純に言って、あと何世帯分が入れるかということで答弁を願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営住宅、民間賃貸共同住宅の状況についてのご質問であります。

まず1番目の現在の空き部屋ですが、16戸分の空き部屋はありません。

それから公営住宅の入居可能戸数と現在の入居数ですが、現在入居可能な戸数は16戸、それから現在入居されている戸数は160戸となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 16戸が空いているということですね。

私の広報で村の公営住宅募集を見ましたら、1月から9月までは中央地区で70戸、トマム地区で2戸、72戸で9か月間ですから $72 \div 9$ で8戸、広報での募集の戸数は18戸でした。今、村長の答弁では16戸ということで16戸であればやや余裕があって、仕事の関係で転入してきても十分余裕あると思いますけれども、広報で時々5戸の募集とかあるのですけれども、素人ながら5戸の場合だったらちょっとひやひやものかなというふうに思いますが、入れるところは16戸ということで余裕あると思います。たまたま5戸となった時の村長の考えと伺いますか、今後の対策と伺いますかそれも含めて答弁願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 広報での募集戸数が少ない場合も現実にあると思います。それは退去修繕等でまだ募集のできない戸数は募集していない場合もありますので、ここで言わ

れているように現在は16戸が空き部屋になっていきますよということになります。この公住がすべて埋まったらどうするのだというご質問ですけれども、なんらかの手法は必要だと思います。

今までですと、4階建ての民間住宅等に入っていたり、空き部屋を用意したり、そういったことは努力させてもらってありましたけれども、入居可能な戸数を超えた場合にはお断りするしかないということだと思います。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 最後になります。今回の補正予算でも共同住宅の関係で支援金って言うんですかね、助成金800万で1棟12戸が今建設中ですと。公営住宅の建設は長寿命化計画によると令和10年まで建設の予定はないんですけれども、それまでは建設促進住宅で対応する予定なのか伺います。

これも相手があることですので、なかなか村長も答えづらい部分ありますが、村の条例である建設促進条例の絡みでちょっとお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営住宅の建設についてであります。議員ご指摘の通り令和10年までは建設予定はありません。それまでは、既存の公営住宅を延命するための修繕として、外壁張替え工事や防水工事、屋根塗装工事などを進めていくことになります。

村営住宅は入居基準の設定がありまして、誰でも申し込むことができないのが現状ですので、代わりに民間賃貸共同住宅を民間が建てることで、入居者にも選択肢が増えてですね、村に住む方が増えることが期待されるなというふうな考えとか、認識を持っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

質問1でございます。村における自衛隊への名簿提供についてでございます。

今年6月5日北海道新聞によって、全国自治体より自衛隊へ、提言した中には高校卒業者としか書いておりませんが、高校卒業18歳、22歳、大学卒ですね、を対象にした名簿が自衛隊に提供されていますという報道がありました。

そこで当村では、どのように対応しているのかなということが気になりました。新聞では全国自治体に名簿提供をという報道になっておりましたので、占冠はどうしているのかなということで、次の3点についてお伺いいたします。

占冠村として、これまでどのように対応していたのか。また、対応していたのであれば、いつ頃からかということなのですが、総務省から防衛省、自衛隊からの名簿提供の要請があったというのは2021年からというふうに報道されておりましたので、この頃からはかなというふうには理解しますが、そのへん答弁をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の質問にお答えをします。

自衛隊への名簿提供についてでありますけれども、本件に関しましては、自衛隊法第97条1項に基づく市町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大

臣が市町村の長に対し求めることができることとされているため、従来より地方公共団体の定型的な事務として名簿の提供を行ってまいりました。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） この2021年という前までは閲覧という形で情報提供されているというふうに理解しておりました。ただ、それは自衛隊の方が来て見るということですので、それは拒絶することもできる状態ではないと思いますけれども、自治体自ら提供するというところに私は疑問を感じます。

自衛隊法うんぬん、法律を掲げられたら抵抗できないのかなという思いはありますけれども、これは新聞でも個人情報保護法うんぬんは適用外というふうに総務省というか、国側から言われているから提供したんだというような文言でもありましたけれども、本人の意向、ましてや保護者、18歳ですから成人ですので保護者の意向はいらぬのかなとは思いますが、保護下にある子どもたちですので、親の承諾も必要かなというふうに私は思っております。

そこで、今まで提供された21年以降、保護者や本人にはどのような対応をされていたのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げました法令に基づく資料提供でありまして、さらに議員もおっしゃった令和3年2月5日付の防衛省及び総務省通知において住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことが示されていたため、ご本人等の意向の確認はしておりませんでした。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 本人の確認はされていないということです。たまたま占冠村に自衛隊の方がお見えになって勧誘をされたという情報はないのかなとは思いますが、これが新聞では突然、自衛隊の方が制服姿でみえて、お子さんはどうですか、というような勧誘をされたという報道がありました。ということは、自治体として住民に周知が必要ではないかなというふうに思います。

私も子どもを持つ親ですし、孫も成長して男の子もいます。女の子もいます。その子たちが、突然自衛隊から訪問を受けて勧誘されるということは事前の準備ということも必要だと思います。それを加味して周知は必要だと思いますが、今後その周知はどのような形で行われるかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） この名簿提供に関わっての本人の意向についてであります。自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、あらかじめ除外申請を提出いただくことにより名簿から除外している自治体もあると伺っておりますので、村としてはこのような仕組みを導入し、個人情報の提供を望まない方の意思を尊重することができるよう取り進めてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） この除外申請ということ自体も周知されていませんので、そのへんも情報は密に公開して周知していただきたいと思います。

3番目になります。占冠村は、平和の村宣言ということを掲げた自治体でもあります。平和の体験、広島にも行くようになり、いろいろなことを平和の事業としてやっているわけですが、平和の村宣言の条例の中に、

軍事に資することを行わないということも宣言しておりますけれども、この自衛隊への名簿提供はそういうことと一致しないのではないかなというふうに考えますけれども、そのへん村長はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） あらかじめ除外申請の手続きでございますが、村のほうから当該者にそういった情報提供をして除外申請を希望する方にはしていただくという方法が可能なかなというふうに考えております。

村長としての考え方はもちろんあります。ただ、自治体の長として法律に基づくものはそれに従わなければならないということになりますので、この法に従って事務を取り進めたいと、取り進めていくということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 国からの法令に従って自治体の長として従わざるを得ないというようなおっしゃり方でしたけれども、これが今、ウクライナの関係から日本自体が戦争へ向かっているのではないかという危惧しているところもあります。それをそういうことに関して、国は法令を作ってしまうと国全体が日本全体がそれに従うんだというふうになってしまうと戦争に進んでいくというふうに私は危惧しています。

今の村長のお話ですと、法令に従いますということで、反対する意思がないということをおっしゃってしまいましたが間違いはないですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私は私の思いはあります。ただこれは法律的なものは政治的課題でもありますので、違う場所で議論しなければ

ば駄目だと思っていますね。

私は自治体の長ですので、それに従わないということはできないと思っています。

政治的課題としてこれは違う問題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） その件に関しては思いと従うということは別の問題だということですので、そこは深く追及することではないのかなと思いますけれども、日本の国民として戦争には進んでいってほしくないと思っていますので、反対するところは反対していただきたなと私は思っております。

質問2に移らせていただきます。避難所に関してでございます。

災害避難所として占冠村では、コミュニティプラザ、各住民センター、各学校体育館等校舎等を利用しながら避難所として使用されております。一時的に避難された方は、同じ場所に落ち着かれます。しかし、時間が経過してきますと色々な問題が生じてくるのは間違いないことだと思っております。そこでこれまでは、備蓄品やトイレ等問題提起しておりましたが、もう少し、人への問題として備品追加をお願いいたしてお伺いいたします。

1番目です。人への問題として3点ほど上げさせていただいております。

子育て中の家庭、特に授乳中の家庭についての対応。それから女性は特にですが、男性も今は必要なことかなとは思っています。着替えをする場所の確保。今、観光客が増えつつあります。毎朝見知らぬ人へ対応する私としては、観光客への対応は大事なことだと思っておりますけれども、道路等見ましても、ここが避難所ですよ、ここへ行くと避難所になります、という啓蒙が少ないと思えます。その

へん3点お伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害避難所に関してのご質問であります。

まず避難者に対する心配りといいますか、準備ということで一つ目が子育て中の家庭等の対応ということで、村では令和2年度に避難所マニュアルを策定しておりまして、その中で授乳室や更衣室については、プライバシーに配慮し、より安心して利用できるように留意すべき旨定めております。

現在では、プライバシーを確保するためのテントや出入口もチャックのついたクイックパーテーションなど、プライバシーを守るための備品を用意しております。

どのような備品が用意されているかについては、村のホームページの占冠村防災備蓄計画で公開されておりますが、今後におきましても備蓄内容についての周知に努めてまいりたいと考えております。

また、状況に応じて既存の更衣室などの活用も可能であると考えているところであります。

次に着替えの場所の確保ということがありました。更衣室の活用の他、それぞれ備品がありまして、先ほども申し上げましたがクイックパーテーション、これが備蓄倉庫に6台、地域交流館に2台、双民館に2台、トマム支所に2台12台を備蓄しております。

それから間仕切り4部屋タイプについては、備蓄倉庫16台、地域交流館2台、双民館2台、トマム支所6台、計26台を備蓄しております。

避難ルーム一人用、二人用ということで、備蓄倉庫各8基ずつ、トマム支所各2基ずつ、計20基を備蓄している状況になっております。

それから観光客の対応でありますけれども、村民以外の避難者への対応も村民と同様に避

難者として受け入れるのが基本でありまして、観光客に対しても被災の種類により適切に対応してまいります。

ご質問にありました案内看板等についてはご指摘のとおり検討課題かなというふうに思いますけれども、こういった災害で例えば、大雨災害であれば、あらかじめ災害の予測が可能であるため、占冠中学校等へ避難する観光客数はそれほど多くはないものと予想できますが、その一方で、大雪による災害では、道の駅や高速のインターチェンジの利用者への対応も必要となります。このような場合には、随時、道の駅やコミュニティプラザ、トмамコミュニティセンターなどを活用して、対応を図ってまいる計画であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） ありがとうございます。ホームページを見ればかなりわかる情報がいっぱいあるんだよという答えだったかと思います。なかなかホームページって見ることが私ないものですから、全然わかりませんでした。申し訳ありません。

ということでペーパーでといたらおかしいのかもしれないけれども、やっぱりペーパーでも回していただけたら、回覧で結構だと思いますので、いただければと思います。

このテントや間仕切り、こんなに準備されているんだということで、占冠村としては安心なところかなと理解しました。

そこで備品追加ということで、提案させていただきたいのですが、今回、日赤さんとの話し合いの中に、鍋は備蓄倉庫に準備されています。という話は聞きましたが、1台しかないというふうに聞いております。

そこで大きな炊き出し用の窯とガスは占冠中学校を中心としたものしかないのかなとい

うふうに私は思っておりますが、避難する人数によって1台で済むこともあろうかと思えますけれども、これだけ災害が多いということになりますと、1台では賄いきれないものかなというふうに思います。

そこで追加をお願いしたいのと、各地区トмамさんのコミプラは充実した調理室がありますが、占冠の交流館はいろいろ問題がありまして、住民懇談会も指摘しているところですが、こういう炊き出し用の関係はなかなか準備されていないところもありますので、点検をしていただき、中学校に準じるものを必要とするわけではありませんけれども、最低限準備していただければ、双珠別もそうだと思いますので、そのへんできるのかお答え願います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害用備品でありますけれども、現在備蓄倉庫には、1台で50名以上の炊き出しが可能な大型炊き出し器が1台、炊飯器が2台、電子レンジが3台、LPガス3本の他、備蓄用食料約1,900食が保管されておりまして、中学校の調理実習室の調理器具も使用可能となっております。

同様にトмамコミュニティセンターなどの避難所でも、ある程度の炊き出しが可能な備品が揃っております。ご心配の占冠あるいは双珠別といった地区につきましても、可能な備品につきましては追加をしていくということで検討させていただきたいなというふうに思っております。いずれにしましても、今後においても、必要な備品等の整備を行ってまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、5番、藤岡

幸次君。

○5番（藤岡幸次君） それではさっそく質問に入らせていただきます。

質問1つ目です。村内小中学校教室へのエアコンの設置について。なお、答弁については教育長、村長という順でお願いしたいと思います。

近年の道内のまた本村においては、温暖化傾向により、高温多湿となり、夏に入りこのところ30度超えというのが当たり前のようによく続き、それが近年の状況と思います。

そこで学校教育環境整備の観点から、エアコンを教室に設置することが必要とするべきだというような声が私どものところにも多く寄せられている現状にあります。

当然、急に言って急に設置できるものではありませんので、予算化し実施されるという流れになるのかなと思います。私は非常に重要なことであり、至急取り組むべきかと思いますが、教育長、村長それぞれのお考えについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） 藤岡議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年の全国的な猛暑につきましては、本村におきましても2学期の始業から30℃を超える日が11日間ございまして、うち33℃を超え熱中症警戒アラートが発令された日が3日連続するなど記録的な猛暑によりまして、児童生徒に対する暑さへの対応が求められております。幸い、村内の学校におきましては、熱中症、脱水症などによります救急搬送の事故報告はございませんでしたが、今後も起こりうる猛暑に対応するため、学習環境の改善の必要性を感じておりますので、学校施設環境改善交付金などを財源としまして、その活用を検討しながら取り組

んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小中学校へのエアコンの設置について、藤岡議員のご質問にお答えをいたします。

教育長も申しあげましたように、今年度においては、道内でも小学生の熱中症が原因とみられる死亡事故が起こっています。近年の気象傾向に鑑みますと、今後も夏の猛暑が続くものと予想されるため、村としても児童生徒の命と健康を守るため、各種補助金や有利な起債等を検討し、実施に向け前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。

ゼロカーボン森林吸収資源対策の取り組みについて、3つほど伺いますが、まず1つ目。本村、タンネナイ地区においては、森林関連事業者より、広大な面積を村へ寄付されております。森林吸収資源対策として、どの様な、この地域において、どの様な計画が策定され、また進捗状況はどのような状況にあるのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） タンネナイ地区の寄付をされた森林の活用ということであります。

寄附されました約133ヘクタールのうち、森林資源として、天然林は約94ヘクタールで71%を占めております。天然林であることから当面、天然力を活用し人為的な施業は行わない考えであります。

残り、約37ヘクタールが人工林となりますが、林齢が若く、まだ間伐の対象となりません。更にそのうち、約6ヘクタールが林齢7

年生以下の毎年度下刈を行っている造林地になります。

また、天然林の伐採跡地が再造林されないまま譲渡されておりまして、昨年度、現地測量を完了しまして、約2ヘクタールの植栽予定地としてあります。

昨年度は、タンネナイ線作業道補修として、側溝掘削、路面整正等、横断配水管敷設等を事業を行って、まずは車輛巡回地点あるいは車輛退避帯を設置して修繕を行ったところがあります。

今年度も、側溝掘削、路面整正、横断配水管敷設のための予算を計上しておりまして、引き続き2か年の補修を予定しています。

まずは、作業道を含む路網は、木材の安定的な供給や森林の多面的機能を発揮させる施策の基盤となりますので、このように現在作業道の補修・整備を優先させつつ森林の整備を行ってまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 続いて、テーマとして、村としてのスマート林業への施策、取り組みがあるかと思しますので、その内容について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） スマート林業の取り組みというご質問であります。近年の要請だろうというふうに思いますけれども、役場内においては、ハンディGPS測量機器と庁内設置の地図情報システムを連携させ活用を図っているところがあります。

富良野地区森林組合につきましても同様に、GPSと地図情報をリンクさせ効率化を図っておりまして、今後、ドローンを活用した森林調査を導入すると伺っております。

本村と国有林とで締結をした森林整備推進

協定に基づきまして、今年度、林業振興室が、360度パノラマ写真撮影可能なカメラを活用した森林調査の実施や森林調査を大幅に省力化させるレーザー測量機器のデモンストレーションを体験しております。

村内の林業事業者におけるスマート林業導入は、今後の課題と認識しているところですが、スマート林業は、時代の趨勢となりつつあることから、国有林及び北海道と連携しつつ、林業事業者への普及・啓発を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 今回のスマート林業の関連ですけれども、村としてできる限りのことは道と情報も共有しながら、進めているというようなご答弁いただきました。

そこで、私が気になるのは、村だけがどんどん自治体職員だけ走っていてもしょうがないので、問題は村と事業者さんそれぞれが連携取れているのかどうかというところ、そこが連携取れて初めてそういったものが生きてくるんだらうと思うのですが、そちらの関連の各事業者さん、また組合等についての自治体との連携・取り組みについて、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） スマート林業への取り組みについては、議員言われるとおりの自治体だけがいくら頑張っても進みません。そういった意味では、富良野地区森林組合、あるいは村内林業事業者と共有をしながら現状で何ができるのかも含めて「将来どうなんだ」ということも含めて、普及啓発を図っていくということだと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 関連3番目の質問になります。

クリーンラーチ苗木の取り組みについてですが、クリーンラーチ苗木ってというのはいろんなところで管理体の中でも耳にします。大きな利点とよく言われているは、野ネズミに強く成長が早いと、ブームあるんでしょうけれども、「いいんだ」「推進するべきだ」という声が多く聞こえます。そこで本村において、このクリーンラーチ苗の取り組み策があればお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） クリーンラーチ苗木でありますけれども、本村においては、平成26年に村有林において0.26ヘクタール、植栽をした実績があります。

議員言われるとおり、この苗木の特性、特色でありますけれども、初期の生長が良い、あるいは言われたとおり、野ネズミの食害に強い、材の密度が高く、強度がある。ということであります。

一方で、カラマツに比べまして炭素固定量が7から20%高いと報告されております。「ゼロカーボン北海道」達成に向けた主な樹種とされています。

しかしながら現状、クリーンラーチ苗木の供給量が需要を満たしていない状況でありまして、十分な配付に至っていないのが現状であります。

北海道として、現在、育苗体制を更に整備しておりますけれども、今後、全道各地に植栽し、クリーンラーチの拡大を図る施策を展開するとしていることから、苗木の供給体制を勘案しつつ、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 質問3つ目に入ります。

占冠村ヒグマ管理計画と対応状況について。これから秋に向けて、非常にヒグマの管理が重要になってくる。つい先日も新聞等で多く賑わせておりましたOSO18ですか、捕獲がされましたということで、賛否両論いろいろ声は飛んでいましたけれども、我々からすれば当然そういう心配の種はやむを得ない、駆除していただくというのは当然の流れかなと思います。そこで、本村においても、この管理計画の実効性についてどのような計画を持って進めているのか。また実際、その年によって傾向がいろいろあるので、何とも言えないんだけど、出没が多発しましたとなった時に、対応要員1名の方で対応しておりますけれども、その対応要員が対応できなくなった時にフォロー体制がどう作られているのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ヒグマの管理計画についてのご質問であります。

現在、村がヒグマ対応指針の基本としているのは、平成29年に始まった北海道ヒグマ管理計画です。問題個体への対処を軸とする個体管理の方針に則りまして、村も野生鳥獣専門員を駆使して、平素からヒグマの動向把握、問題行動の発見、その個体の識別、行動改善や排除に向けた対応、また村民への情報普及活動を実施しているところであります。

今年度につきましても、デントコーン圃場での被害対応のほか、人身への被害が心配される事案について4件の個別対応を計画、実行しており、うち1件は捕獲により終息させました。ヒグマの危険性が察せられたら、直ちに専門員が現地で調査すると同時に、振興局や警察署との連携、ハンターへの要請、追

加の調査、近くの住民への説明など、様々の対応の是非について、それぞれの内容や危険性に応じて判断をしております。専門員に協力してくれるハンターは現在10名おまして、ヒグマ対応の経験が浅い方も含みますが、技術の向上には積極的であり、捕獲だけでなく、調査や護衛、警戒監視など様々な仕事に当たっております。対応を猟友会やハンター個人に丸投げするのではなく、あくまでも専門員を中心に方法を検討し、村の責任で実施しているところであります。

現在、専門員の配置と内外の関係機関との連携、また住民の皆様のご理解ご協力によりまして、村では、ヒグマについての情報を独自に集め、分析し、個別の対応方針を考え、また実行する体制を育ててきました。もしもこの秋にヒグマの動向に異常を生じたときも、慌てず事に当たっていけるものだと考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 質問4つ目に入ります。

村営火葬場設備改修と村営納骨堂整備についてと分けて質問させていただきます。

まず火葬ボイラー室のお棺収納設備に現在では、対応が不可能なサイズがあるとある葬儀の時に知人だったんですけども、その方をボイラーに収棺する時にたまたま立ち合いましたが、いっぱい、いっぱいでした。「こんないっぱい、いっぱいなんですか。」と聞きましたら「これが目一杯です。」「これより大きいお棺になったらどうするの。」と聞きましたら、「ここでは火葬できません。」という説明を受けました。

その方がどのくらいのサイズだったかと参考になりますと、だいたい私くらいの身長・

体重だったかなという記憶です。占冠村にも私より大きい方はたくさんいますから、そういう方たちは、多分無理です。これより大きいサイズのお棺を火葬できる設備は近隣にあるのか聞いたところ、いろいろサイズが何とおりかありますからというようなお話でした。

そこで私が申し上げたいのは、その状態を気付いた以上は放置するのは、非常に問題あって火葬場に行ってからダメだと話になったら、すべての方が大変なことになりますので、至急予算立てして改修する必要があるのではないかと私は思いますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 火葬場設備のご質問であります。火葬場は、昭和45年に竣工しまして、53年経過しております。議員ご指摘の棺のサイズにつきましては、調べたところ、長さ196.97cmの棺を火葬炉に入れる際に起きた事案でございます。火葬炉の内部は、耐火煉瓦で放射線状に積まれておりまして、棺のサイズが大きかった事により火葬炉内上部に接触をしたという事案であります。今回の件を受けまして、葬儀社とも協議をさせていただきました。本村の火葬炉の大きさを考慮して、今後使用する棺をこの大型なものではなくて、この大きさに対応していただくように確認をさせていただきました。

議員ご指摘の196.97以上になりますと確かにうちの火葬場では火葬は難しいだろうということでもありますから、大きい方については火葬について近場の可能な火葬場でやらざるを得ないなという現状は考えているところがあります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 現状の把握はできま

した。たまたま私が見た時はギリギリ収納されておられ、この190いくつよりもサイズがもう一つ小さいお棺だったと思いますが、そういった中で、問題は最初からわかっているのであれば、この大きさのお棺は占冠では無理ですよと、というところの情報共有をどうするかという話なので、そのへんは近隣の葬儀社さんはそうそう数あるわけじゃないでしょうから、これは村と個別にやるわけにはいきませんので、村と各葬儀社さん情報共有していただく必要が至急あるかと思っておりますので、そちらの取り組みをされる考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 葬儀社との関係であります。先ほど少し答弁をさせていただきましたけれども、主に葬儀会社2社だと思っております。会社とも協議をして本村の火葬炉の大きさを考慮し、今後使用する棺については、火葬炉の入るよう情報を共有してご遺族にご案内できるように体制を整えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 2つ目になります。以前に共同墓というような形の言葉を使い質問させていただきました。時間たちましたので、その後の経過を踏まえというところで質問させていただきます。現代の核家族化により、お墓の新設する時代から納骨堂に収骨する時代。というのは子孫が必ずしも親と同じ地域に住むとは限らなく、それぞれが柔軟に日本各地、もしくは最終的に外国に住まわれる方もいるでしょうし、という中で新設のお墓ゼロではないんだろうけれども、圧倒的に少なくなってくる、これが現代の傾向かと思っております。村としては墓地それぞれ村内に3箇

所整備され、まだ空きスペースもある現状かなと思います。前回共同墓の質問村長にさせていただいたときに、既存の納骨堂という話となると問題もあって、既存のお寺さん等々にもそういう設備もあるでしょうと。そのうまく共存もしていかなきゃならないだろうと。当然そうだと思います。自分なりに、お寺の状況確認したところ、村内に2つの宗派のお寺があり、それぞれ納骨堂というのがあります。お墓を持たず納骨堂だけで済ませている方も当然おられます。その数がどうなかといったら、そこには新規に借りるには一緒に所有はありませんから、あくまでも仮です。お金を払い納骨堂を借りる権利を持つだけです。数にはそれぞれ限りがあります。もう一つ大きな点は、その宗派でなければお預かりはいただけません。

例えば、私がイスラム教なり、キリスト教の宗旨を持ち、そこに入りたいと遺族が思ってお願ひしてもそれは無理です。あくまでも浄土真宗なら浄土真宗、お東というその檀家さんのみが入れるだけの話であって、了古院さんも同じような状況にあるかと思っております。ということなので、そこから溢れた人どうするのか、日本にある仏教だけで相当な宗派数あります。全部認められている国ですから、そういった方々も含め既存のお寺に収められる方はその納められればいいですが、その先どうするのかとなると、そういった共同の納骨堂なり、共同墓なりを個別に持つ時代から村営のものへ取り組む時代に入っていくかなと私は考えております。そこで本村における取り組みについて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公営の納骨堂についてのご質問であります。

核家族や少子高齢化の進展等の諸要因によりまして、お墓を立てることが困難な方、あるいは、お墓を建てても維持管理が困難な方、また、将来的にお墓の承継者が不在となることが見込まれる方がいるかと思えます。

そうした諸事情をお酌みとりするためにも、一般的な墓地供給とは別の視点から見た墓園施設として、将来的に納骨堂整備に対する要望が出ることも推測しますが、一方で実際に建設するとなると課題も発生するかと思っております。

公営の納骨堂となりますと全国的に数が少なく道内自治体では、一時的な預かりでの納骨堂はあるものの、設置している自治体は少ないのが現状であります。

昨年、議員からは、先ほどもおっしゃってございましたけれども、合葬墓の設置取り組みについて質問をいただきました。先進事例等の情報収集に努めているところでありますが、その中で、公営の合同墓あるいは合葬墓、合同納骨塚という整備が北海道においても進みまして需要が堅調であると聞いております。このような背景には、先祖代々のお墓を維持することが困難になり「墓じまい」をする動きが広がっていることもあるかと思っております。

道内においても合同墓を整備する自治体が顕著であることから、情報収集を行いまして検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。ここで2時20分まで休憩します。

休憩 午後2時7分

再開 午後2時20分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。議事を進行します。

◎日程第4 承認第1号から

日程第5 承認第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、報告第1号、令和4年度占冠村健全化判断比率の報告についての件から日程第5、報告第2号、令和4年度占冠村資金不足比率の報告についての件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号、令和4年度占冠村健全化判断比率の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度占冠村健全化比率を監査員の意見を付して報告するものでございます。

令和4年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご報告いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに赤字額がないことから、表記のとおりの表示となります。

次に実質公債費比率でございます。

令和4年度の実績数値は6.73%ですが、過去3年間の平均値をもって表記することから、令和2年度からの3年間の平均値では7.1%となります。

次に将来負担比率については、役場庁舎の雨漏り、トイレ整備、会議室整備、ボイラー更新等による充当可能基金の減少等により44.0%となっております。

また、表下段には括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

報告第2、令和4年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度占冠村資金不足比率を監査員の意見を付して報告するものでございます。

内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに黒字会計となっており、資金不足が生じないため、表記のとおりとなります。

以上ご報告申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 今回の報告については、監査委員の審査意見書というのをいただいており、この2ページの数字について少し確認したいことがありますので、質問いたします。

1の実質赤字比率の2段目です。

診療所会計の実質収支が290万4,000円の黒字ということになっておりますが、先日いただいた令和4年度、決算書の診療所会計の支出収支が290万6,000円という数字になっております。その違い。

続きまして、歯科診療所の実質収支が、111万7,000円の黒字ということで記載してありますが、同じく決断書には、111万8,000円の実質収支の黒字と記載されております。

2の連結実質赤字比率の1段目一般会計等の実質収支が5,222万9,000円ということなのですが、先ほどの数字を修正した数字を足

しますと5,223万2,000円というふうになりますが、このところを確認いたします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘いただきました、ペーパーにつきましては、こちらの健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書というものの2ページということでございます。そちら2ページの一番上、個別審査の中の実質赤字比率の中で診療所会計につきましては、290万4,000円、歯科診療所会計の実質については、実質収支については、111万7,000円という表記になってございます。

こちらの表記でございますけれども、議員言われるとおり、決算書の数字に合わせるのがより適切だというふうに考えておりますので、ご指摘に従いまして、修正させていただきますと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村議員、よろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告は終わりました。

◎日程第6 承認案1号

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第6第承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書5ページをお願いいたします。

承認第1号専決処分につき、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

こちらの専決の内容は、総合センターの修繕及び昨年の大雨災害に関する令和5年度占冠村一般会計補正予算第3号で歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億720万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表を歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は148万円の増額。

18款、繰入金、1項、繰入金は220万円の増額。

19款、繰越金、1項、繰越金は152万円の増額。

歳入合計で520万円の増額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費は220万円の増額。

11款、災害復旧費、1項、農林業施設災害復旧費は300万円の増額

歳出合計は520万円の増額でございます。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 確認のために質問させていただきます。

林業施設の災害復旧の補助金148万円に対して工事復旧費が300万円ということで、補助率考えると2分の1の50%ですが、年度当初繰り越しでこの事業の発注をされたかと思いますが、災害の種類としては、激甚災害で5割ではなかったと思いますが、この補助率半分は年後当初もそうだったのでしょうか。

あと、工期の延長っていうのは、もともと当初は9月いっぱいまでの工程で、設計変更を余儀なくされてということとで予算の説明ありましたが、工期の延長もやっているのかどうか確認させてください。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 小尾議員のご質問にお答えいたします。

まず補助金でございます。おっしゃるとおり激甚災でございますので、8割以上の補助率となっておりますが、現時点で確定しております。148万円増ということで、今回は提案させていただいておまして、工事完了後、実績報告終了後に残りの補助金につきましても、また合わせて記載につきましても、ご報告させていただきたいと思っております。

今回この300万円に係る工事でございますが、ご指摘のように前回ご説明しておりますけれども、査定を再度受け直してということで、1か月以上、現場をストップしております。その間も、期間施工できてないので、工期の延長につきましても三角山一号線、奥地地林道鬼峠線それぞれ、工期につきましても延長させていただきたいということです。

鬼峠線については、契約変更、契約済みでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 討論を省略します。これから承認第1号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議がありませんか。

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号から

日程第8号 議案書第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第1号占冠村地域振興基金条例を制定することについての件から日程第8議案第2号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてまでの件2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第1号占冠村地域振興基金条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、根室線の鉄道事業廃止に伴う、まちづくり支援金の受け皿として基金を創設し、住民生活の利便性向上及び快適な生活環境の形成により地域振興を図ろうとするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施工しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。

議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本件は、後志広域連合が新たに北海道市町村職員退職手当組合加入することに伴い、同組合理約の別表に同広域連合を追加する必要が生じたため、ご提案差し上げるものでございます。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第9 議案第4号から

日程第14 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第3号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第4号の件から日程第14議案第8号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号までの件6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第3号について総務課長三浦康之君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書21ページをお願い申し上げます。

令和5年度占冠村一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

令和5年度占冠村一般会計補正予算第4号は歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,050万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更は第2表地方債補正によりま
す。

以下、第1表歳入出予算補正によりご説明
申し上げます。

議案書22ページをお開きください。

歳入からご説明申し上げます。

9款、地方特例交付金、1項、地方特例交
付金は13万9,000円の増額。

10款、地方交付税、1項、地方交付税は
1,398万2,000円の増額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は20
万円の増額。

18款、繰入金、1項、繰入金は1,400万円
の増額。

19款、繰越金、1項、繰越金は617万
4,000円の増額。

20款、諸収入、5項、雑入は7018万の増
額。

21款、村債、1項、村債は137万5,000円
の減額でございます。

歳入の合計は1億330万円の増額ござい
ます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げ
ます。

23ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費は7,332
万2,000円の増額。2項、徴税費は53万
4,000円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は144万
2,000円の増額。2項、児童福祉費は79万
4,000円の増額。

4款、衛生費、1項、保険衛生費は9万円
の増額。2項、清掃費は68万7,000円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費は56万
4,000円の増額。

7款、商工費、1項、商工費は34万5,000
円の増額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費は303万
6,000円の増額。3項、住宅費、1,354万
2,000円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費は2万
9,000円の増額。2項、小学校費は164万
5,000円の増額、3項、中学校費は296万
9,000円の増額。4項、社会教育費は45万円
の増額。

13款、諸支出金、1項、普通財産取得費は
385万1,000円の増額。

歳出の合計は、1億330万円の増額ござ
います。

続きまして、議案書24ページをお願いいた
します。

地方債補正につきましては、臨時財政対策
債の限度額について、補正前は990万円であ
ったところ、これを742万5,000円とするも
の。

また、公共施設と適正管理推進事業債の限
度額について補正前は900万円であったとこ
ろ、これを1,010万円としようとするもので
ございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上
げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号、議案第
7号及び議案第8号について、住民課長、伊
藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書43ページ
を開き願います。

議案第4号、令和5年度占冠村国民健康保
険事業特別会計補正予算第1号についての提
案内容のご説明を申し上げます。

令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会
計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出
予算の総額を1億4,710万円にしようとする
ものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳数予算補正によります。

44 ページ。第1表歳入歳出予算補正により歳入からご説明いたします。

6 款、繰越金、1 項、繰越金は 50 万円の増額です。

45 ページ、歳出は 7 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金 50 万円の増額です。

46 ページから 48 ページまでは事項別明細書であります。

続きまして議案書第 65 ページをお願いいたします。

議案第 7 号、令和 5 年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についての提案内容のご説明を申し上げます。

令和 5 年度占冠村後期高齢者医療特別会議補正予算第 1 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳数それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,020 万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額に並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳数予算補正によります。

66 ページ第 1 表歳入歳出予算不正により歳入からご説明いたします。

4 款、繰越金、1 項、繰越金は 10 万円の増額です。

67 ページ歳出は、3 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金 10 万円の増額です。

68 ページから 70 ページまでは事項別明細書となります。

次に 71 ページを開き願います。

議案第 8 号、令和 5 年度占冠村歯科診療所事業特別会議補正予算第 1 号についての提案内容のご説明を申し上げます。

令和 5 年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳数それぞれ 10 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,280 万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によります。

72 ページ第 1 表歳入歳出予算補正により歳入からご説明いたします。

4 款、繰越金、1 項、繰越金は 10 万円の増額です。

73 ページ歳出は、1 款、総務管理費、1 項、施設管理費 10 万円の増額です。

74 ページから 76 ページまでは、事項別明細書であります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第 5 号について建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書 49 ページお願いいたします。

議案第 5 号、令和 5 年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,120 万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によります。

第 1 表、歳入歳出補正予算によりご説明申し上げます。

議案書 50 ページお願いいたします。

1 款、使用料及び手数料、2 項、手数料 8,000 円の増額。

4 款、繰越金、1 項、繰越金、39 万 2,000 円の増額。

歳入における補正額の合計は 40 万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

議案書 51 ページです。

2 款、管理費、1 項、施設管理費、40 万円の増額。

歳出の補正額の合計は 40 万円の増額でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第 6 号については、福祉子育て支援課長、岡崎至司君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 議案書 57 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、令和 5 年度占冠村介護保険特別会計補正予算第 1 号について説明申し上げます。

令和 5 年度占冠村介護保険特別会計補正予算第 1 号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,400 万円にしようとするものであります。

58 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算不正によりご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

7 款、繰入金、2 項、基金繰入金 200 万円の増額。

8 款、1 項、繰越金 100 万円の増額です。59 ページです。歳出となります。4 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、300 万円の増額です。

60 ページから 63 ページは、事項別明細書となっております。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後 2 時 54 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月27日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 細谷 誠

令和5年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月13日（水曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	占冠村地域振興基金条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第3	議案第3号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第4号）
日程第4	議案第4号	令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第5号	令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第6号	令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第7号	令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第8号	令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第9	同意案第1号	固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	認定第1号	令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	発議案第2号	占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	意見書案第7号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第13	意見書案第8号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第14		議員派遣の件
日程第15		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占冠村 長	田中正治	副 村 長	松永英敬
総務課 長	三浦康幸	企画商工課 長	平岡卓
農林課 長	鈴木智宏	林業振興室 長	杉村政彦
建設課 長	小林昌弘	住民課 長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課 長	岡崎至可	トマム支所 長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係 長	鈴木隼	財務担当主幹	佐々木智猛
税務担当主幹	高桑浩	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係 長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係 長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係 長	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘佳則
社会福祉担当係 長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間敦
子育て支援室主幹	森田梅代		

(教育委員会)

教 育 長	多田淳史	教 育 次 長	木村恭美
学校教育担当主幹	後藤義和	社会教育担当主幹	上島早苗

(農業委員会)

事 務 局 長 鈴木智宏

(選挙管理委員会)

書 記 長 三浦康幸

(監査委員)

監 査 委 員	木村英記	監 査 委 員	下川園子
事 務 局 長	平川満彦		

○出席事務局職員

事 務 局 長 平川満彦 主 査 田中健士郎

開会 午前10時00分

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。なお、上着の着用につきましては、本日も脱いで望んでいただいで結構です。

只今の出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村地域振興基金条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村地域振興基金条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、北海道市町村職員退職手当組合契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから議案第2号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

（「なし」の声あり）

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第4号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑答弁は要点を明確、簡潔に発言してください。質疑はありますか。2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) よろしく願いいたします。

歳入のところ、32ページ20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入で、まちづくり支援金はJRからの支援金ということですが、寄附金と支援金というのがどういうふう違うものなのか教えてください。

JRからの支援金が、占冠は7,000万で、どの辺が対象になって、どの程度配られたのかを教えてくださいたいと思います。

それから33ページの21款、村債、旧総務債の臨財債これを減額して、商工債の事業債を増加したわけなのですが、金を返済していかなくてはならない借金ですけども、一応税が100%充当されるこの臨財債を減額して、もう1つの事業債の方を増額したこの理由。普通なら100%面倒見てくれる方法を残して少し率が悪い方を減らすのが本当かと思いますが、その辺の理由をお尋ねします。

それから歳出の35ページ3款、民生費、2項、22節の償還金なのですが、6号補正で20万国庫補助金として受けたのですが、それに対する返還金のことで、20万いただいて、1,000円しか使わないで補助金を返済してしまう理由を教えてくださいたいと思います。

それから39ページ、一般質問にもありました。占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進助成金800万円のことに関してですが、この助成金は、小林潤議員の一般質問にありましたように、平成25年の条例、そして26年の施行規則の制定により進められている事業ということで、この助成金については、予算の中で対応するということが決められております。そしてざっと見て、助成金800万出すのに、財源が足りなかったんじゃないかと思いますが。

それで、財調の800万円が充てられた形跡があるんですけども、お金には色がついて

いけませんので、財調のお金が使われたのか、何のお金が使われたのかは少しはっきりしないのですが、もともとこのような事業をやるにあたって、予算の中で対応するというより、あらかじめ基金や貯金をあらかじめ積んでおいて、対応していく方向でいかないと、これからは少し大変なるのなと思います。その辺の見解をお聞きいたしたいと思います。

それから最後ですが、40ページから41ページにあります、10款、教育費の光熱費の関係ですけれども、小学校費の光熱費が当初は250万ぐらいあったのが129万の増額、中学校で240万が260万と倍以上の増額。そして社会教育費でも増額しております。増えた理由は、諸物価の値上がりの関係だと思いますけれども、その理由を教えてくださいたいのと中学校の増額が倍以上突出して多いんですけども、そこの理由をお尋ねいたします。

以上、5点お願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 総務課長。

○総務課長(三浦康幸君) まず33ページでございます。臨時財政対策債、議員言われるとおり100%交付税措置がなされるというものでございます。こちらの臨時財政対策債いくら発行するのが可能かということにつきましては国の通知により指定される金額ということで、決まることになってございまして、今回247万5,000円予算額より少なく指定されたという理由でございます。

公共施設等適正管理推進事業債、こちらもともと900万円起債する予定でございましたけれども、総合振興局の方から予算額1,010万円のところ、1,010万円すべて起債の対象としていいという連絡がございましたので、こちらの金額に定めさせていただいているということでございます。

続きまして議案書の39ページ、民間賃貸共同住宅の財源の関係でございます。

こちらの議員ご檢察のとおり、800万円の財源、こちらは財政調整基金の繰入金800万円を充当しているということで結構でございます。こちらの金額は、令和2年度に当該企業が将来的に共同住宅を建設する目的で購入した際に約1,000万円の土地売却債が占冠村に入ってきており、そちらを将来の民間賃貸共同住宅の補助金に充てるということを前提に、財政調整基金に積んだという経緯がございます。

議員言われるとおり、財政調整基金は一般財源に充当するもので、色はついておりません。特目基金にすべきというご意見につきましては、ご意見として承って今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 木村議員の質問にお答えいたします。

議案書35ページ。3款、2項、1目、22節、令和4年度保育対策総合支援事業費補助金返還の理由でございます。

この補助金に関しましては、コロナが発生した施設で事業継続、こちらで言っているのは保育所のことになります。コロナが発生した時に事業継続するためにもらえる補助金となっております。

保育所では、12月にコロナが発生しております。事業継続するために消耗品等、40万3,113円分の経費をかけております。これは2分の1補助ということになっていまして、実際は、20万1,000円の交付を受けるということですが、申請はこちらの誤りで、40万円の交付を決定と受けたということで、差額の

19万9,000円を返金するということになっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書32ページ木村議員からの質問でございます。

20款、5項、1目、雑入のまちづくり支援金の支援金と寄附金の違いということでございますけれども、根室線富良野新得間の鉄道事業廃止に伴って、JR北海道から受けるまちづくり支援金ということでございまして、根室線廃止に伴い何らかの変更が生じることから、まちづくりに係る支援ということで、支援金として受けることとしております。

どういう形で支援金が配られるのかということでございますけれども、富良野から新得間の廃止ということで、その影響を受ける富良野市、南富良野町、新得町、そして占冠村の4市町村一律7,000万円の支援ということになっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

議案書40ページ、41ページ教育費に係る光熱費の補正の内容でございます。

小学校、中学校、コミプラの光熱費でそれぞれ増額の補正をしております。理由につきましては、おっしゃるとおり電気料の補正でございます。

それぞれの施設の契約種別は業務用電力一般というものを使っておりまして、その電気料につきましても細かく分かれております。基本料金、電力量料金、燃料費調整費、再エネ発電付加金と分かっておりまして、その中でも基本料金におきましては、春から約5倍、

電力量料金単価におきましても約2倍の増額となっております、その分の増額でございます。

特に中学校が多いということですが、中学校に関しましては燃料の使用量が多いものですから、その分の単価を掛けても多くなっている状況でございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 32ページの支援金の関係の答えの中で、寄附金と支援金等の中で取り扱い方の明確でなかったような感じがするので、少し寄附金にしたらどうかという答えをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまの木村議員のご質問にお答えをいたします。

財政上、支援金、寄附金といった仕分けというのは、私もこの場でお答えはできるものではないですが、先ほど繰り返になるかもしれませんが、単に寄附をいただくということではなくて、J Rとしてはまちづくりに対するご支援をとということでまちづくり支援金ということでありますので、村としては支援金として受けました。

J R北海道の方からは、そちらの用途の縛りというのは受けておりませんので、本村としては、具体的な用途については現在確定したものはございませんけれども、設置の目的にもあります、住民生活の利便性向上、それから快適な生活環境の形成等に資するものに充てることとしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。4番下川園子君。

○4番（下川園子君） 34ページ、歳出で2款、1項、12目、地域交通運送費の12節、

委託料、こちらが予約型の乗合交通委託料ということで増額になっていますが、この委託料の中の主な増額理由を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えいたします。

議案書34ページ、2款、1項、12目、12節、委託料の予約型乗合交通委託料60万円の増額についてでございます。

こちらにつきましては、むらびと交通運行委託料におきまして、自動認可運賃の改定があり、それに伴いタクシー運賃の上昇と利用者の利用回数の増加によりまして、タクシー料金の増額に伴う委託料の増額を行うものでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。3番、細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 36ページ、4款、2項、2目、12節、委託料、ゴミ啓発看板作成と設置料、この内容は理解しておりますけれども、ただ、設置場所が上トマム3か所ということですので、中央の方にも不法投棄の場所や、それから川に降りる場所などにも設置すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 細谷議員のご質問にお答えいたします。

これから看板の方は製作に入っていきますので、製作後すぐに設置いたしますので、中央地区の方にも予算措置いたしまして、対応の方を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 1点だけですが、42ページの普通財産取得費、1目、土地取得費、

土地購入費として385万1,000円が計上されておりますが、どこの土地を購入して、今後その土地の利用方法がありましたら教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。土地購入は大きく分けて、中央とトママ2か所に分かれてございます。中央の方は道の駅のポケットパーク横の占冠原野57の77及び57の82というところでございます。

こちらの道の駅の出入口にあたる場所ということですので、バスの出入り等の関係に活用できないか、あるいは今後このポケットパーク周辺の活用方法についてどのようにしていくのか、議員の皆様のご意見、参考とさせていただきます。より適切な活用方法をしていきたいと考えております。

一方、トママにつきましては、上トママ2,414番地の1、2、19、20といった土地になってございます。こちらにつきましても、様々な使用方法あるかと思っておりますけれども、上トママ地区での住宅不足ということがございますので、そちらをメインで考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 議案書35ページの上段民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の22節、償還金利子及び利子割料ということで、令和4年度障害者自立支援給付費負担金返還金で144万2,000円、先ほど木村議員の令和4年度保育対策総合支援事業費補助金返還金の方では、コロナの関係で返還金が遅れた説明になっておりました。

正直、村の部分で今コロナの関係が少しわかりませんので、例えば、一般的な考えとして令和4年ですから実績出すのに1月遅れとしても3月分が4月ということで、これに関する事業の実績報告書をいつ出して、その返還金の額が確定したのはいつになるのか、確認したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 小林議員の質問にお答えいたします。35ページです。

これに関しましては、令和4年度の実施報告に基づいて、精算した分になっております。よって提出したのは令和5年度に精算をしているという形になっております。

内容といたしましては、障害者自立支援に要した必要経費の額が令和4年度すべて確定して精算しているということになっております。

この額に関しては、国の補助と道補助を2つ要しております。国庫補助金の返還分は97万740円で、道の返還分が47万370円返還するということになっております。

国に関しては2分の1、道に関しては4分の1ということになっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○6番（小林潤君） 今回、9月の補正ですから、その確定したのが9月補正でなければ間に合わなかったということでそれだけで結構です。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 調べますので、休憩申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に続き会議を開きます。議事進行を続けます。答弁願います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 確定したのが6月21日ということで、6月定例会後ということになっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから議案第3号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第4号の件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 議案書48ページ、7款、1項、1目、過誤納還付金30万円ということですが、この還付金の内容が、過納になるのか、誤納になるのかということ、第何節

に対する税の還付金なのか、対象人数など詳細を教えてください。

それから、4項、3目の償還金との関係ですかね。3目の保険給付費等交付金償還金との関係について、まず教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問をお答えさせていただきます。

7款、1項、1目の償還金利子及び割引料の加誤納の還付金でありますけれども、これにつきましては、誤ではなくて過で多くいただいている分について、還付するものでございます。

件数につきましては4件でございます。

次に3目の保険給付費等交付金償還金につきましては、前年度保険給付等交付金の精算による償還金でございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 還付の何節の税ということに対する答えがなかったと思います。4件はわかりました。過納であるのはわかりました。

そして過納というのは、過大な賦課決定があるなど、役場の責任によって、発生するのが過納金だと思います。それで、お金返してもらった還付請求権っていうのは、今度お金を返す処分ですが、減額更生や減額の賦課決定、の取り消し、この税額を減少させる処分がないと駄目なので、その処分の日付がなのか。還付加算金、下に3万円弱と出てるんですけど、30万円に対して3万円は結構大きいですよ。かなり長い間返さなかったのかなということが推測されます。昔はだいたい税金は年率7.3%らしいんですけど、今はどうか結果かわかりませんが、たくさんの還付金なので、いつ頃処分があって還付加算請求

っていうかな。それが発生したのかどうか、そこのところをお尋ねします。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行を続けます。住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

過誤納の還付金についてでありますけれども、この対象につきましては、4件のうち1番金額の大きい方でいきますと、令和3年と令和4年の分でございます。この方につきましては、社会保険に加入していましたが、村の方に社保加入した届け出がなく、それが今まで経過していたので、今年の6月に入って本人からの届け出により、3年から社保に加入していたことが確認できました。その分納付されていた国保税を還付するといった内容でございます。

その他の3件につきましても、同様に社保に加入していたのですけれども、本人からの届け出がなく国保喪失の処理がなされていないで、そのままきいてと、後に本人から届け出によって国保喪失していることが確認されましたので、その分についての国保税をお返しするといった内容でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） これは誤納に近い過納という考えなんですかね。

向こうが届け出してなかったから、間違っていたいんですかね。加算金が発生するののかどうか、対象になるか、解釈をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） こちらの方といたしましては、あくまでも本人からの届け出がなかったということですので、誤納にはならないのではというふうに思います。

制度上、還付加算金については、お支払いすることになるというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから議案第4号、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 続いて日程第5、議案第5号、令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論をさせていただきます。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論はあります。

これから議案第5号令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

日程第6、議案第6号、令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 63ページの歳出のところ4款、諸支出金の2目の償還金、5本の償還金があったという内容の説明は受けたのですが、例年この償還金の額が多額な補正が行われるんですが、どうしていつも多くの補正がなされるのか、根本的な理由と対策をどう考えているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 木村議員の質問にお答えします。

63ページの償還金300万円で毎年多くの補正が上がるということです。

これにつきましては、償還金ということなので令和4年度分の精算に対しまして額が確定して償還するという流れになっております。事業経費としては、実際大きい額8000万円クラスの額を基本に算定しておりますので、概

算要求の時には、ある程度絞って計算はしますが、精算に伴って何百万の差が出てしまうということになっております。

今後におきましては、より精度を高めた概算請求ということにしたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしといいと思います。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしで認めます。これをもって討論終わります。

これから議案第6号、令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第7号、令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論はあります。

これから議案第7号、令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第8号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長(児玉眞澄君) これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議がありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意案1号

○議長(児玉眞澄君) 次に日程第9、同意第1号、固定資産評価委員会委員の選任につき、同意を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて提案理由をご説明いたします。

本年9月30日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員であります久我正志氏を引き続き委員選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、昭和42年に農業に従事し、昭和60年に株式会社ホテルアルファで勤務されて以来、長くリゾート業界で強い責任感と誠実を旨として職部にあたられ、また様々な地域活動などを通して地域に貢献され、人格見識高くし村内の状況にも詳しく適任と考えております。

なお、同氏の経歴につきましては裏面のとおりでございます。

任期は令和5年10月1日から令和8年9月30日まででございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いをいたします。

○議長(児玉眞澄君) これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、固定資産評価委員会委員の選任につき、同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり、同意することにご異議がありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 意義なしと認めます。したがって、同意案第1号、固定資産評価委員会委員の選任につき、同意を求めることについての件は、これに同意することに決定しました。

◎日程第10 認定第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第10 認定第1号、令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳決算認定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長(三浦康幸君) それでは、議案書の81ページをお願いいたします。

認定第1号、令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳決算認定について。

令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳決算は合わせて提出した証拠書類とともに、監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったので、その意見を付して議会の認定を求める。

令和5年9月12日提出。占冠村長、田中正治。

内容につきましてご説明申し上げます。

令和4年度占冠村歳入歳決算書別紙は、第1号の一般会計と第2号国民健康保険事業特別会計から第8号の歯科診療所事業特別会計までの7特別会計から構成されており、別冊にて配布させていただいております。

令和4年度占冠村歳入歳決算に関する説明資料別紙につきましても同じく別冊となっております。

令和4年度占冠村歳入歳決算に関する説明資料のうち、歳入歳出決算事項別明細書は、一般会計は決算書の9ページから、各特別会計については決算書の76ページから、国民健康保険事業特別会計となっております。以下、同様に記載されております。

実質収支に関する調書は、一般会計は決算書の72ページ、各特別会計については、国民健康保険事業特別会計は決算書の87ページとなっております。以下、各特別会計の最後のページに同様に記載されております。

財産に関する調書、基金等運用状況調書は、令和4年度決算審査資料として別刷りで1冊になっております。

主要な政策の成果を説明する書類につきましても、同様に別刷りで1冊になっております。

監査員からの意見書につきましても、別冊で配布させていただいております。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書の1ページの総括表をお開きください。

決算額で申し上げます。一般会計歳入27億941万8,166円。

歳出26億6,009万64円歳入歳出金額、4,932万8,102円。

国民健康保険事業特別会計、歳入1億3,710万2,215円、歳出1億3,354万4,204円、歳入出差引金額355万8,011円。

村立診療所特別会計、歳入7,588万1,620円、歳出7,297万5,874円、歳入歳出引金額290万5,746円。

簡易水道事業特別会計、歳入 1 億 1,390 万 1,877 円、歳出 1 億 1,300 万 9,570 円、歳入歳出引金額 89 万 2,307 円。

公共下水道事業特別会計、歳入 1 億 5,86 万 9,197 円、歳出 1 億 354 万 3,089 円。歳入歳出差引金額 232 万 6,108 円。

介護保険事業特別会計、歳入 1 億 1,493 万 4,129 円、歳出 1 億 962 万 3,324 円、歳入歳出差引金額 531 万 805 円。

後期高齢者医療特別会計、歳入 1,938 万 5,628 円、歳出 1,896 万 5,839 円、歳入歳出差引金額 39 万 9,789 円。

歯科診療所事業特別会計、歳入 2,385 万 9,206 円、歳出 2,274 万 1,224 円、歳入差引金額、111 万 7,982 円。

総合計は歳入 33 億 33 万 2,038 円。歳出 32 億 3,449 万 3,188 円。

歳入歳出金額は 6,583 万 8,850 円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております令和 4 年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の下川園子君を除く 6 名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第 98 条第 1 項の検査権を付与して、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか？

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号、令和 4 年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定に

ついでに、6 名の議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中の決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。

○議長（児玉眞澄君） 委員長に大谷元君。副委員長に木村一俊君。

以上のとおり互選された旨、報告いたします。

◎日程第 11 発議案第 2 号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第 11、発議案第 2 号、占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

趣旨説明を求めます。議会運営委員長、細谷誠君。

○議会運営委員長（細谷誠君） 発議第 2 号、占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。令和 5 年 9 月 13 日提出。提出者、占冠村議会議員、細谷誠。同じく藤岡幸次。同じく小尾雅彦。

占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例占冠村議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中3人を7人に改める。
この条例は公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしといております。これで質疑終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから発言案第2号占冠村議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案7号から

日程第13 意見書案8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、意見書案第7号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実強化を求める意見書の件から日程第13意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書までの件、2件を1括議題とします。

趣旨説明を求めます。意見書案第7号について、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 意見書案第7号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、

木材産業の施策の充実強化を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年9月13日提出。

提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、小林潤。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実強化を求める意見書。

下記のとおり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1つ二酸化炭素の吸収など、森林の多面的機能を持続的に発揮させる適切な間伐と、伐採後の着実な林業の推進に必要な森林整備事業予算や防災減災対策の推移に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

以下、記載のとおりとします。

令和5年9月13日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆参議長ほか記載のとおり。

以上ご審議ください。

○議長（児玉眞澄君） 意見書第8号については、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年9月13日提出。

提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、木村一俊。賛成者、同、下川園子。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。

防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、道路の整備管理が長期安定的に進められるよう新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること以下6項目を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和5年9月13日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆参議院議員議長、以下、記載のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

○議長（児玉眞澄君） これから意見書案第7号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから意見書案第8号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり採択されました。

◎日程第14 議員の派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 次に日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第15 閉会中の継続調査所管事務調査の申出

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、閉会中の継続調査所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申し出書のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

両役員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで本日の会議を閉じます。令和5年第4回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年11月27日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 下川 園子

占冠村議会議員 細谷 誠